

北上市告示甲第133号

北上市地域おこし協力隊事業実施要綱（平成27年北上市告示甲第38号）の一部を次のように改正する。

令和7年8月6日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前	改正後
（隊員の報償費） 第8 〔略〕 2 隊員の報償費は、月額<u>308,000円</u>とする。ただし、1月の活動日数が20日に満たない場合は、活動日数に<u>15,400円</u>を乗じた額とする。 3 〔略〕	（隊員の報償費） 第8 〔略〕 2 隊員の報償費は、月額<u>333,000円</u>とする。ただし、1月の活動日数が20日に満たない場合は、活動日数に<u>16,650円</u>を乗じた額とする。 3 〔略〕
備考 改正部分は、下線の部分である。	